

第70号議案

生徒指導・いじめ対策支援室設置規程の一部改正について

生徒指導・いじめ対策支援室設置規程（平成25年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

滋賀県教育委員会

生徒指導・いじめ対策支援室設置規程の一部改正について

題名を次のように改める。

児童生徒室設置規程

第1条中「いじめ問題」を「不登校およびいじめ」に、「生徒指導・いじめ対策支援室（以下「支援室）」を「児童生徒室（以下「室）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 室に生徒指導係および不登校・いじめ対策支援係を置く。

第2条から第6条までの規定中「支援室」を「室」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

生徒指導・いじめ対策支援室設置規程の一部改正について

1 改正理由

子どもたちが安心して学びに向かい、一人ひとりの状態に応じた必要な支援が受けられるよう、「生徒指導・いじめ対策支援室」を「児童生徒室」に改称し、同室に「生徒指導係」および「不登校・いじめ対策支援係」を設置するため生徒指導・いじめ対策支援室設置規程の一部を改めるもの。

2 改正内容

- (1) 規程の名称を「生徒指導・いじめ対策支援室設置規程」から、「児童生徒室設置規程」に改める。
- (2) 同室に「生徒指導係」と「不登校・いじめ対策支援係」を置く。
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行日

令和6年4月1日

生徒指導・いじめ対策支援室設置規程新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>生徒指導・いじめ対策支援室設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>いじめ問題</u>への対応をはじめとする学校段階に応じた生徒指導を推進するため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に<u>生徒指導・いじめ対策支援室</u>（以下「支援室」という。）を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>支援室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生徒指導に係る施策の企画および立案に関すること。 (2) 県立学校の生徒指導に関すること。 (3) 市町立学校の生徒指導に関する指導および助言に関すること。 (4) いじめから子どもを守るための対策本部に関すること。 <p>(職の設置)</p> <p>第3条 <u>支援室</u>に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて<u>支援室</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>支援室</u>に滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号）第2条または第4条に定めるところにより、</p>	<p style="text-align: center;"><u>児童生徒室設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>不登校およびいじめ</u>への対応をはじめとする学校段階に応じた生徒指導を推進するため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に<u>児童生徒室</u>（以下「室」という。）を設置する。</p> <p><u>2 室に生徒指導係および不登校・いじめ対策支援係を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生徒指導に係る施策の企画および立案に関すること。 (2) 県立学校の生徒指導に関すること。 (3) 市町立学校の生徒指導に関する指導および助言に関すること。 (4) いじめから子どもを守るための対策本部に関すること。 <p>(職の設置)</p> <p>第3条 <u>室</u>に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて<u>室</u>の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>室</u>に滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号）第2条または第4条に定めるところにより、必要</p>

必要な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「支援室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第4条 支援室の事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号）および滋賀県教育委員会事務専決規程（平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号）の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 支援室の庶務は、教育委員会事務局幼小中教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則 省略

な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第4条 室の事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号）および滋賀県教育委員会事務専決規程（平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号）の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 室の庶務は、教育委員会事務局幼小中教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則 省略